

－「再発防止のための提言」について－

（提言が導かれるに至った道筋・経緯等）

1. 説明者 内田博文委員（九州大学法学研究院教授）

2. 説明内容 個々の提言が導かれるに至った考え方、道筋、理由、根拠等について、現行制度に照らした上で明らかとなるように説明

3. 説明項目

（1）第一部（10：30～11：40）

第1 患者・被験者の諸権利（以下では、患者の権利という。）の法制化

1 ハンセン病問題からの教訓

- 処遇改善と強制隔離の表裏一体論が「らい予防法」廃止の大幅な遅れの要因となったこと。
- 国立療養所において入所者に対する断種・堕胎が職員等の手で直接・間接の強制によって行われたこと
- 国立療養所では数多くの胎児標本等が作製されたが、その作製理由が不明で、残された標本の中には殺人の成立可能性を否定できないものも含まれていること
- 療養所の医療実態は反医療ないし非医療ともいうべき状態が長く続いたこと
- 療養所の医療等は治安政策の下支えがなくては成り立ちえず、その象徴が戦前は群馬の栗生楽泉園に設置された「重監房」であり、戦後は熊本菊池恵楓園に隣接して設置された「らい刑務所」であったこと

2 提言の具体的内容

- 患者の権利の法制化に当たっては、以下のような諸権利を中心として規定すること
 - ① 最善の医療及び在宅医療を受ける権利、②医療における自己決定及びインフォームド・コンセントの権利、③医療情報を得る権利、④ 医学研究の諸原則に基づかない不適正な人体実験、医学研究対象とされない権利、⑤断種・堕胎を強制されない権利、⑥不当に自由を制限されない権利、⑦作業を強制されない権利、⑧社会復帰の権利

- 感染症予防医療に関する以下の諸原則も規定すること
 - ①任意受診の原則、②強制措置必要最小限の原則、③差別・偏見の温床となる病名を冠した分類をしない原則
- 患者・家族等に対する差別・偏見等を防止するための国等の責務とその施策等についても規定すること

3 立法の必要性

- 現行法ないし現行制度の運用ではまかなえないこと
- 感染症予防医療法は感染症予防医療に関する基本原則等を規定していいこと
- アイスターホテル宿泊拒否事件等にみられるように、患者・家族等に対する差別・偏見等の防止は現行法の規定では不十分なこと

4 医療側にとっても積極的な意義

- 患者の権利を法制化することは「医療の公共性」を日本の法制度の中に位置づけることを意味すること
- 現在の国民医療費についての国民的コンセンサス作りにとっても患者の権利の法制化は不可欠であること

第2 政策決定過程における科学性・透明性を確保するためのシステムの構築

1 ハンセン病問題からの教訓

- ハンセン病医学・医療の「権威者」と目された人たちの独善的で非科学的な知見が国の誤ったハンセン病政策に大きな影響を与えたこと
- 新法の隔離規定は、少数者であるハンセン病患者の犠牲の下に、多数者である一般国民の利益を擁護しようとするものであり、その適否を多数決原理に委ねることは、もともと少数者の人権保障を脅かしかねない危険性を内在していること(平成13年5月11日の熊本地裁判決)

2 提言の具体的内容

- 公衆衛生等の政策立案に際しては、以下を遵守すること
 - ①憲法・国際人権法を十分に遵守すること、②基本的事項・原則等は法律事項とすること、③専門家団体の組織的推薦に基づき専門家委員を選任すること、④患者等を委員とすること、⑤報告書・意見書・要項等の起案・作成は行政部局ではなく委員会等が行うこと
- 国の公衆衛生等の政策決定過程は同時的に公開して透明化を図るとともに、必要な情報を国民等に提供すること

- 国の公衆衛生等の政策決定及びその改廃に当たっては、患者等の参加及び意見を十分に尊重するための措置及び手続等を法的に整備すること

3 新たな制度化の必要性

- 市民、患者代表等が検討会、委員会等に委員として参加する制度は存在しないこと
- 検討会等における専門家委員の選任は行政の裁量で決まること
- 検討会等における事務局業務及び起案業務等も行政に委ねられていること
- 検討会等の公開の可否・程度は当該検討会等の判断に委ねられていること
- どこまでを法律事項とし、それが憲法・国際人権法に合致するかどうかの判断も当該検討会等に委ねられていること

第3 人権擁護システムの整備

1 ハンセン病問題からの教訓

- 多岐にわたる甚大な被害が発生したが、被害の回復が不可能ないし困難であること
- 被害は杞憂だとされたが、杞憂ではなかったこと
- アイスターホテル宿泊拒否事件からの教訓

2 提言の具体的内容

- 患者の権利を公示し、その周知徹底を図ること
- 患者の権利を擁護等する「患者等の権利委員」（仮称）制度を新設すること
- 「パリ原則」に基づく国内人権機関を創設すること

3 新たな制度化の必要性

- 国連総会決議「国内機構の地位に関する原則（パリ原則）」（1992年3月3日）
- 人権擁護推進審議会の答申（平成13年5月25日）
- 実効的な人権救済制度を一刻も早く法整備することの必要性

・意見・質問について

(2) 第二部 (13:30~14:40)

第4 公衆衛生等における予算編成上の留意点

1 ハンセン病問題からの教訓

- 「らい予防法」の廃止が1996年まで30年以上も遅れたことに財政上の要素が大きく関わっていたこと
- 大蔵省との予算折衝では、予防法による強制隔離を法的な根拠として療養所入所者らの処遇改善が図られたために、厚生省は法廃止を言い出すことができないまま時間が経過したこと

2 提言の具体的内容

- 感染医療、精神医療等に関連する各場面において、法律上の強制の要素がない限り予算措置を講じない、という予算編成上の慣行ないし方針が、人間の尊厳および人権の尊重に照らし、もはや破綻していることを認識すること
- 公共保健（パブリック・ヘルス）の目的が存在する場合には強制の要素がなくとも予算措置を講ずるよう努力する、という新しい予算編成上の原則の樹立を財務省に対して求めること

3 新たな制度化の必要性

- ハンセン病問題からの教訓にもかかわらず、このような原則は未だ樹立されていないこと

第5 被害の救済・回復

1 ハンセン病問題からの教訓

- 国際的な動向に反した日本のハンセン病政策は、患者とその家族に塗炭の苦しみを与え、人間としての生きる権利を剥奪し続けたこと
- 検証会議の被害実態調査によると、国の誤った強制隔離政策による被害は今も続いており、被害の救済・回復という観点から見た場合、残された課題は少なくないこと

2 提言の具体的内容

- 社会復帰のための環境整備と受け皿作りが急務となっていること
- ①自治体等による実情に即したきめの細かい市民参加型の取組みと、これに対する国による財政的な裏付けとを強く要望
- ②自治体等による「社会復帰支援センター」（仮称）の設置が必要の指摘
- ③社会福祉関係等の専門家による自己批判に基づいた貢献

○ 自治会・全療協にとって最大の課題となっている「園の将来構想」問題についても、国及び社会はこのような事態に至ったことの責任が自らの側にあることを十分に認識し、これに基づいた対応を行わなければならないこと

○ 検証会議の被害実態調査によると、退所者から国に対し次のような事項が要望されていること

- ①差別・偏見の克服
- ②家族への補償
- ③医療保障
- ④生活支援
- ⑤今後の生活の場の保障

○ 家族等からも国に対し次のような事項が要望されていること

- ①家族にも多大の被害を与えたことを国は認め、謝罪すること
- ②家族たちが恐怖を覚えずに名乗れる状況を作ること
- ③それによって、奪われた肉親を家族が取り戻すこと

○ 今も続くハンセン病患者・家族に対する差別・偏見が被害の顕在化を阻んでいるために、被害については未解明の部分が多く残されており、さらなる被害実態の解明にもとづいて被害救済等が組み立てられなければならないこと

3 国が取り組むべき重点項目

○ 全国ハンセン病療養所入所者協議会は、国が取り組むべき重点事項として、次の7項目を掲げているが、これらの中には、未だ未解決で、立法措置を要する事柄も含まれていること

- ①医療の改善・充実
- ②看護・介護強化
- ③偏見・差別の解消
- ④療養所の将来構想策定
- ⑤退所者対策の推進
- ⑥胎児標本問題の解決

○ 機会を改めて関係の委員から詳しい説明を受けること

4 すべての被害の救済・回復

○ 公衆衛生等の分野におけるその他の被害についても救済・回復が迅速、適切に図られなければならないこと

○ そのための被害実態調査体制の整備も急務

5 新たな取組みの必要性

- 被害の救済・回復に未だ多くの課題が残されていることに加え、被害の救済・回復のためのチャンネル等の整備が十分ではないこと

第6 正しい医学的知識の普及

1 ハンセン病問題からの教訓

- ハンセン病の場合、「専門家」、なかでも国のハンセン病医学・医療の中心に位置する「専門家」等が、世界の潮流に背を向けて、間違った見解を継続的かつ確信犯的に喧伝等したこと
- この「専門家」と国の誤った喧伝等に惑わされて、私たちは強制隔離政策や無らい県運動を進め、未曾有の被害・悲劇を患者・家族らに惹起したこと
- 感染症の患者を危険な存在として排除したり、遺伝性疾患の患者・家族を不良な遺伝子を持った人間として差別したりしない社会を作っていくためには、私たち一人一人が正しい医学的知識を持たなければならないこと

2 提言の具体的内容

- 感染症患者の人権を保障し感染の拡大を防ぐ唯一の方法は、患者に最良の治療を行うことであって、隔離や排除ではないとの認識を普及させること
- 医学・医療界は、患者・家族らの立場に立った医学・医療の確立に努め、それを担保する制度・システムの整備・充実を図ること
- 患者・家族らが、最善の治療を自主的に判断できるように、「患者の権利」を確立するための法整備等を図ること（前掲「患者の権利の法制化」参照）

3 保健所等の取組み

- かつて保健所は無らい運動の最前線を担い、ハンセン病に対する差別・偏見を人々に植え付けるうえで大きな役割を果たしたこと
- その反省の上に、誤った認識を払拭し、正しい医学的知識の普及活動の中核を保健所が担うこと

4 「専門家自己統治システム化」

- 医師法その他の法令は、医師会「自治」を認めておらず、医師会の定める倫理規定も私的なものにとどまり、医師を処分する権限も厚生労働大臣が有していること

- 医療専門職における専門的知見の確立、職業倫理の向上等を図り、誤った国策に追随したり牽引したりしないようにするためには、このような国による管理および庇護はあるべき姿とはいえないこと
- 多くの国では、医療専門職における専門的知見の確立、職業倫理の向上等を図るために「自己統治」システム的方式が導入されていること
- フランスでは、専門家「自治」と法治主義が巧妙に組み合わせられていること
 - ①保健医療法により医師は身分団体を作ることとされ、この身分団体に加盟しないと医業を行えないこと
 - ②この身分団体は医療を管理し、医師職業倫理規範を制定すること
 - ③この倫理規範は法的拘束力を持つこと
 - ④身分団体は倫理規範の遵守を監視し、違反者を懲戒する権限を持つこと
 - ⑤医師の身分団体による懲戒裁判は三審制からなり、身分団体の地域評議会および全国評議会が第一審および第二審を行うこと
 - ⑥第三審はフランスにおいて行政裁判の最高裁判所と位置づけられるコンセイユ・デタが担当すること

5 国際的知見から見た隔離の抑止システム

- 国際会議の流れから大きく乖離したことが日本の誤った強制隔離政策をかくも長く存続させる主な原因の一つになったこと
- このような乖離を二度と生まないようなシステムを公衆衛生等の分野において構築することは再発防止にとって極めて有効
- 日本の医学界が、専門分化された各医学会における支配的見解と異なる、海外の知見や日本の少数意見を、専門外の医学界および社会に常に紹介する倫理的義務を負い、論争があればその概要等について医学界および社会がアクセスできるようなシステムの構築が望まれること

6 新たな取組みの必要性

- 啓発というのは無らい県運動のように山間僻地にまで入り込み、末端の一人一人にまで行き渡るように質の面での徹底が必要(菊池恵楓園での現地検証会議における宿泊拒否事件に関する療養所自治会役員の証言)
- 質の面での徹底の体制が未整備で、正しい医学的知識の普及を中心に担う保健所、医師等についてもシステム上の問題が存在しており、情報伝達のあり方にも問題があること
- それはハンセン病だけではないこと

第7 人権教育の徹底

1 ハンセン病問題からの教訓

- 病気を理由とした差別は許されないという立場を徹底するのでなければ、いくら正しい医学的知識の普及に努めたとしても、病気に対する差別・偏見はなくなること

2 提言の具体的内容

- より一層の啓発活動に取り組むことで、検証会議の意見照会に対する熊本県知事の平成16年11月11日付の回答は、この啓発活動について、次の各点を指摘
 - ①人権意識の啓発は、広汎に繰り返し継続することが必要であること
 - ②人権問題は他人事や責任転嫁するのではなく自分自身の問題として捉えるという自覚が必要であること
 - ③一度形成された偏見は単に正しい知識を与えるだけでは払拭できない場合があり、人間的交流、共感を持つことが必要であること
 - ④世代間偏見の連鎖を断ち切るためには若い人世代に重点的に啓発を行う必要があること
- 療養所訪問を通じて各地で交流の輪が広がりつつあり、初等中等教育等の場における優れた実践教育も各地で実り多い成果を上げているが、このような取組みの一層の強化が望まれること
- 国の誤ったハンセン病政策を巡る、医療や社会福祉の専門職の歴史は、これら専門職が、人権擁護の担い手よりは、人権侵害の担い手という側面の方が強かったことを示していることに鑑み、高等教育、とりわけ医系学部等における人権教育の充実および医療機関や福祉施設で働く職員に対する人権教育の充実が必要なこと
- 人権教育について抜本的なカリキュラムの改正が早急に図られなければならないこと

3 新たな取組みの必要性

- 上記のような人権教育の取組みの現状は十分でないこと
- 人権教育の充実のための国・自治体の施策も改善の余地が多く見受けられること

第8 資料の保存・開示等

1 ハンセン病問題からの教訓

- 患者隔離の実務を担当したのは自治体で、患者を地域から排除したのは国民、市民だったことから、人権侵害の再発防止のためには、国の責任とともに、自治体、国民・市民の責任も究明していかなければなら

らないこと

- 責任の究明にとって、国の機関、自治体、ハンセン病療養所、ハンセン療養所入所者自治会などに所蔵されている資料の活用は不可欠で、誤った強制隔離政策を象徴するような施設等について歴史的保存を図り、公開に努めること等も重要

2 提言の具体的内容

- 検証会議では、このような観点から、「資料の保存」、「資料の開示」、「施設等の歴史的保存・公開等」について細かく提言

3 新たな取組みの必要性

- 検証会議の提言のうち、実施されていないものも少なくないこと

・意見・質問について

※別紙に「再発防止のための提言」一～九の全文を添付